

建設業許可の手引き

この手引きは、国土交通大臣許可（中部地方整備局）の建設業者を対象にしています。

国土交通省中部地方整備局
建政部建設産業課

平成24年11月

目次

I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは	1
2. 「国土交通大臣」と「都道府県知事許可」の区分	1
3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	2
4. 許可業種の区分	2
5. 許可の有効期間	3

II. 許可の要件について

1. 「許可要件」「欠格要件」とは	3
2. 経營業務の管理責任者	4
3. 専任技術者	5～6
4. 誠実性	7
5. 財産的基礎等	7
6. 欠格要件	8

III. 許可申請の手続きについて

1. 「申請区分」と「手数料」	9
2. 申請書類等①（法定書類）	10～11
3. 申請書類等②（確認資料）	12
4. 「申請の方法」と「標準処理期間」	13
5. 申請書等の「提出部数」と「提出先」	13

IV. 変更等の届出について

1. 届出が必要となる場合と提出書類等	14～16
2. 届出の方法	16
3. 届出書等の「提出部数」と「提出先」	16

V. その他

1. 許可証明書の交付について	17
2. 参考法令・通達等	17
3. 申請書類等の閲覧	18
4. 個人情報の取扱いについて	18

VI. 資料

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表	19～20
別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧	21～22
別紙③ 指定学科一覧	23
別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧	23

手引きに関するお問い合わせ先

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL: 052-953-8572 FAX: 052-953-8606

国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課 建設業係

I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいこととされています。【法第3条第1項】

【**軽微な建設工事**】とは、工事一件の請負代金の額（※）が

- 「建築一式工事」の場合 → 1,500万円に満たない工事 又は 延べ面積が150㎡に満たない木造建築
- 「建築一式工事以外」の場合 → 500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送賃を加えた額とする。

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

取得する建設業許可が国土交通大臣許可（以下「大臣許可」）となるか、都道府県知事許可（以下「知事許可」）になるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。【法第3条第1項】

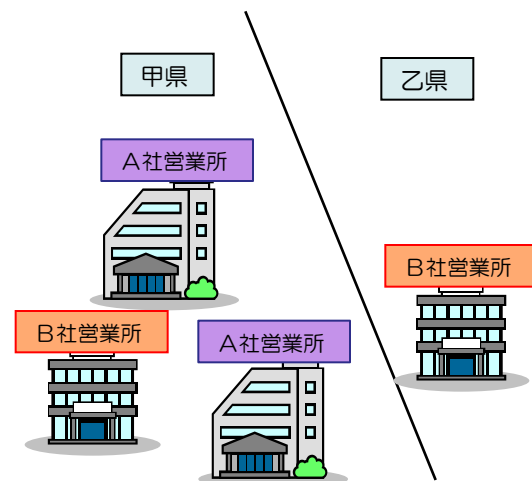
国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県のみ営業所を設けて営業しようとする場合

この場合、A社は甲県の知事許可、B社は国土交通大臣許可になります。



【**営業所**】とは

●「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。
「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、契約書の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

●また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここである営業所となります。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここである営業所には該当しません。

●許可を受けた業種について軽微な建設工事のみを行う営業所についても法に規定する営業所に該当します。《建設業許可事務ガイドラインについて 参照》

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

建設業の許可は以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。【法第3条第1項】

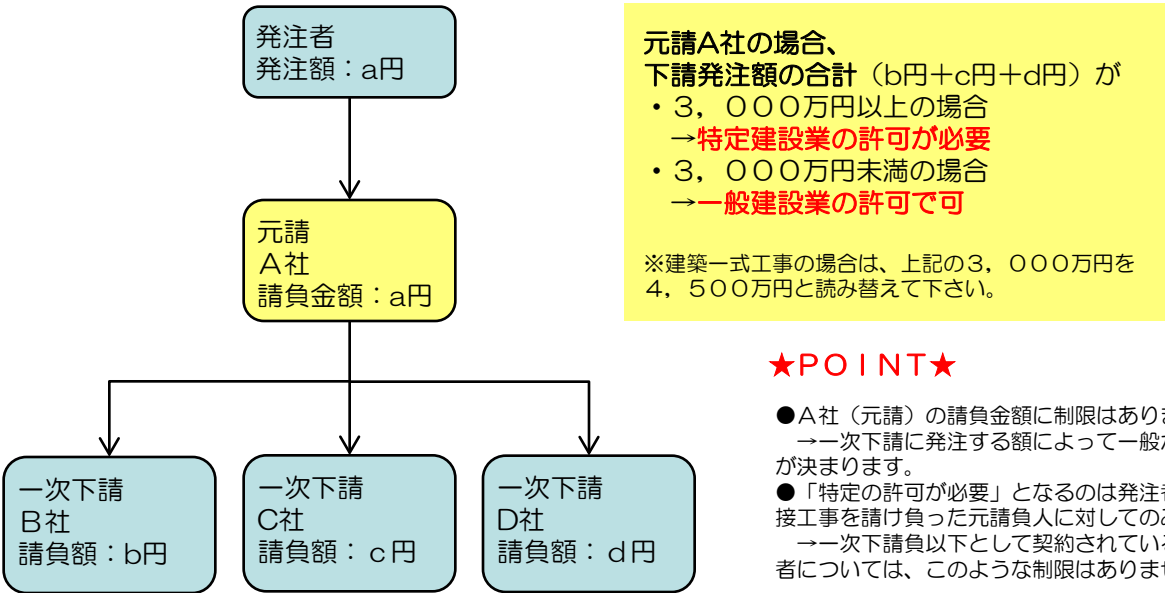
特定建設業許可

発注者から直接請け負う1件の工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額）が3,000万円以上（※）となる下請契約を締結して施工しようとする場合に必要となる許可。

※建築一式工事の場合は4,500万円以上。
※消費税及び地方消費税相当額を含み、発注者が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可。



4. 許可業種の区分

建設業の許可は、28の建設工事の種類ごとに受けなければなりません。各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。大きく分けて2つの一式工事業と26の専門工事業があります。【法第3条第2項】※詳しくは、業種区分一覧表（別紙①）をご覧ください。

区分	建設工事の種類			建設工事の内容
一式工事 （2業種）	土木一式工事 建築一式工事			大規模又は施工が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネージメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種
専門工事 （26業種）	大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・レンガ・ブロック工事 鋼構造物工事	鉄筋工事 ほ装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事	熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事	工事の実施工を行うために必要な業種

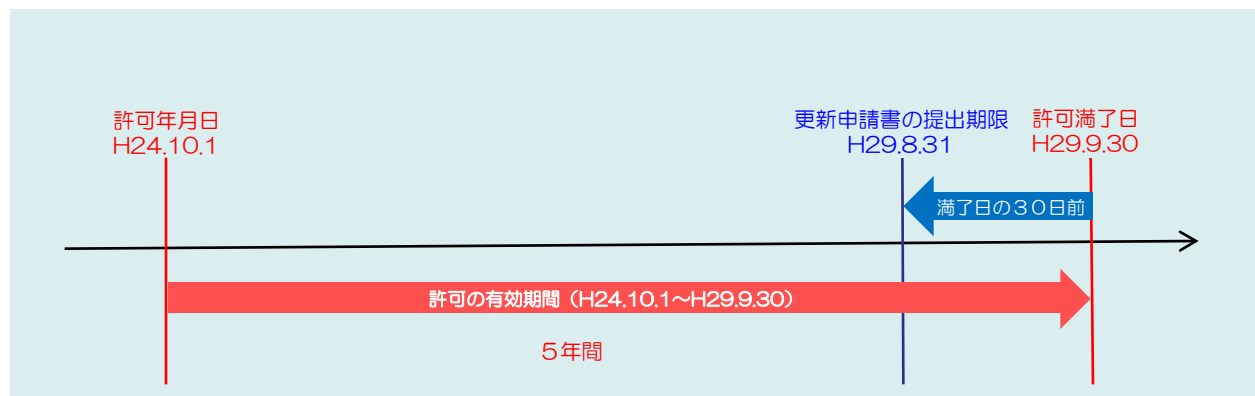
I. 建設業許可の概要について

5. 許可の有効期間

●許可の有効期間は、許可日から**5年目**を経過する日の前日をもって満了となります。

●引き続き建設業を営もうとする場合は、**有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出**しなければなりません。（この日が行政庁の休日に該当する場合は直前の開庁日まで提出）【法第3条第3項】

●更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。【法第3条第4項】



II. 許可の要件について

1. 「許可要件」「欠格要件」とは

建設業の許可を受けるためには、4つの「許可要件」を満たすこと及び「欠格要件」に該当しないことが必要です。【法第7条・第8条】

許可要件

- ①常勤役員のうち1名が「**経營業務の管理責任者**」としての経験を有する者であること。
- ②営業所ごとに「**専任技術者**」を配置していること。
- ③暴力団関係企業等、請負契約に関して**不正または不誠実な行為をするおそれが明らかでない**こと。
- ④請負契約を履行するに足りる**財産的基礎又は金銭的信用を有している**こと。

欠格要件

- ⑤-1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ⑤-2 法第8条各号のいずれかに該当する場合。

Ⅱ. 許可の要件について

2. 経營業務の管理責任者

法人である場合においては**役員のうち常勤であるもの**のうち一人が、個人である場合には本人又は支配人のうち一人が、**経營業務について一定の経験を有する**ことが必要です。【法第7条第1号】

●「**役員のうち常勤であるもの**」とは、いわゆる常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずるもの）をいい、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいいます。

- ・業務を執行する社員・・・持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する役員
- ・取締役・・・株式会社の取締役
- ・執行役・・・委員会設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者・・・法人格にある各種組合等の理事等

●「**経營業務の管理責任者としての経験**」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等の地位にあって経營業務を総合的に執行した経験をいいます。

一定の経験とは以下のとおりです。

経営経験	許可を受けようとする建設業と違う建設業の経営経験	許可を受けようとする建設業と同じ建設業の経営経験		
経験期間の地位	【経營業務の管理責任者】 役員、事業主、支配人、支店長、営業所長等 （営業取引上対外的に責任を有する地位）	【経營業務の管理責任者に準ずる地位】（★） 役員又は事業主に次ぐ職制上の地位		
経験の内容	経營業務管理責任者としての経験	執行役員等としての経営管理経験(a)	経營業務を補佐した経験(b)	
必要経験年数	7年	5年	5年	7年
根拠法令	法第7条第1号ロ 告示（S47.3.8第351号） 第2号	法第7条第1号イ	法第7条第1号ロ 告示（S47.3.8第351号） 第1号イ	法第7条第1号ロ 告示（S47.3.8第351号） 第1号ロ

〈経營業務の管理責任者の要件を満たす経験内容の二つの例〉

- ・ほ装工事業を申請する場合・・・管工事業に関して7年以上の役員の経験がある。（法第7条第1号ロ該当）
- ・ほ装工事業を申請する場合・・・ほ装工事業に関して5年以上の営業所長の経験がある。（法第7条第1号イ該当）

★「**経營業務の管理責任者に準ずる地位**」の経験とは・・・

(a) 執行役員等としての経営管理経験

取締役会の決議により業務執行権限の委譲を受け、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験

(b) 経營業務を補佐した経験

許可を受けようとする建設業に関する建設工事に必要とされる資金調達、技術者等の配置、下請業者との契約締結等の経營業務に従事した経験

※詳しい内容については「建設業許可事務ガイドラインについて」平成13年4月3日国総建第97号を参照下さい。また、申請を予定する場合は、個別相談になりますので、十分な期間をもって事前に中部地方整備局建政部建設産業課建設業係までご相談下さい。

3. 専任技術者（1 / 2）

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する国家資格や実務経験を有する**技術者を専任で配置**することが必要です。【法第7条第2号】

「専任」とは・・・

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- 他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業許可を受けた営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く）

など

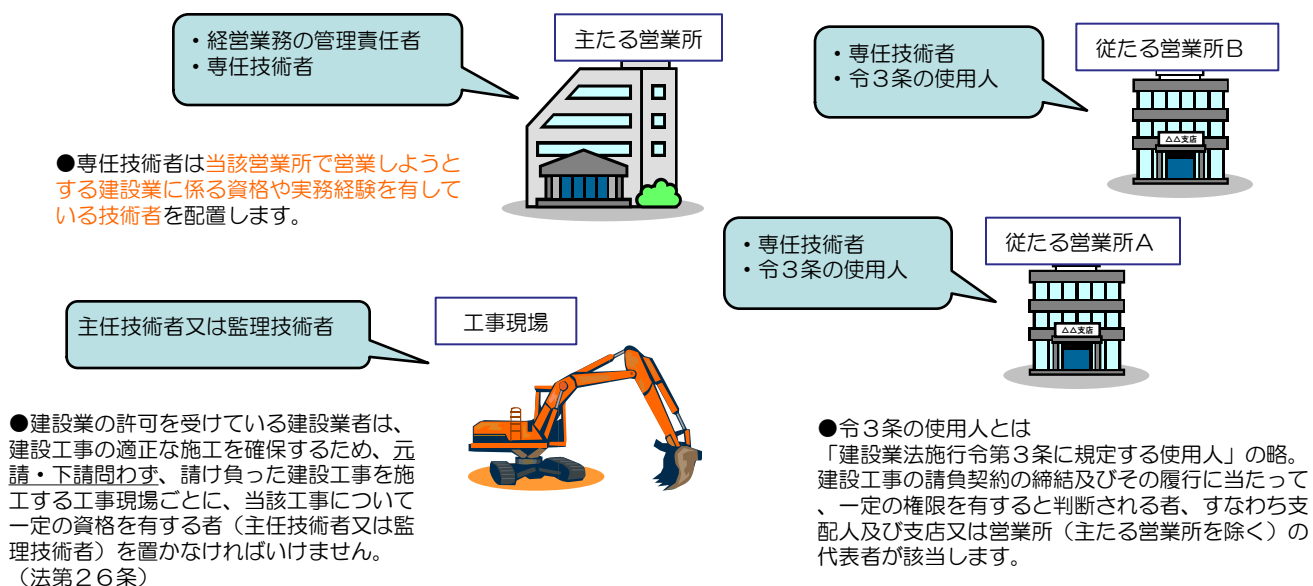
注意

「営業所における専任技術者」は現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

例外として営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねるためには、次の4つの要件すべてを満たす必要があります。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事《公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上》でないこと。

営業所・現場に配置すべき技術者等の配置関係



Ⅱ. 許可の要件について

3. 専任技術者（2／2）

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件	特定建設業の専任技術者となり得る技術資格要件
①一定の国家資格等【注1】を有する者	①一定の国家資格等【注1】を有する者
②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者 ・大学卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・高等学校等卒業後 5年以上 ・上記以外の学歴の場合 10年以上 } いずれも指定学科卒業であること。【注3】 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者【注4】	②一般建設業の専任技術者となり得る要件（①～③のいずれか）を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者 ただし、指定建設業【注8】は除きます。
③その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者	③その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果判定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】

〔注1〕 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（別紙②）

〔注2〕 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドラインについて》

〔注3〕 指定学科一覧（別紙③）

〔注4〕 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（別紙④）

〔注5〕 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課（代表：03-5253-8111）にお問い合わせ下さい。

〔注6〕 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注7〕 指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《許可事務ガイドラインについて 参照》

〔注8〕 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業 / 計7業種

〔注9〕 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

Ⅱ. 許可の要件について

4. 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人・役員（非常勤含む）・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合においては本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。【法第7条第3号】

【不正な行為】とは

請負契約の締結又は履行に際して、法律に違反する行為。
・・・たとえば詐欺、脅迫、横領、文書偽造を行うこと。

【不誠実な行為】とは

請負契約に違反する行為。
・・・たとえば工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について契約違反の行為を行うこと。

誠実性を満たさない者の例

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- ・暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者 など

5. 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。既存の企業にあっては直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。【法第7条第4項】

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること ①自己資本の額が500万円以上であること ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	次のすべてに該当すること ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

●「自己資本」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

●「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- ・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

●「欠損の額」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に、計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

●「流動比率」とは

- ・流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

●「資本金」とは

- ・法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものなので、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになっても直ちに許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

6. 欠格要件

許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることができません。【法第8条】

①許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

②建設業者として適正を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの（役員、支配人又は営業所の長に該当者がいる場合を含む）

- ・成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・建設業法、又は一定の法令の規定（※）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合においては、その役員）が上記のいずれかに該当する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」の規定（同法第31条の7項の規定を除く）に違反したものに係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法（明治40年法律第45号）」第204条、第206条、第208条、第208条ノ3、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）」
- ・「建築基準法（昭和25年法律第201号）」第9条第1項又は第10項前段（同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・「都市計画法（昭和43年法律第100号）」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法（平成16年法律第110号）」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・「労働基準法（昭和22年法律第49号）」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という）」第44条第1項（「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）」第44条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・「職業安定法（昭和22年法律第141号）」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

1. 「申請区分」と「手数料」

申請区分及び手数料は以下のとおりです。

【登録免許税…登録免許税法 別表第1、許可手数料…建設業施行令第4条】

申請区分	申請内容	登録免許税及び許可手数料の額	
		一般建設業のみ申請 または 特定建設業のみ申請	一般建設業と 特定建設業を 同時に申請
1. 新規	現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合。	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
3. 般・特新規	・一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 または ・特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	15万円の登録免許税	
4. 業種追加	・一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 または ・特定建設業の許可を受けている者が他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
5. 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
6. 般・特新規＋業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 ＋ 5万円の収入印紙
7. 般・特新規＋更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 ＋ 5万円の収入印紙
8. 業種追加＋更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10万円の収入印紙	15万円の収入印紙 または 20万円の収入印紙
9. 般・特新規＋業種追加＋更新	「般・特新規」と「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 ＋ 10万円の収入印紙

登録免許税

【登録免許税の納入先】

住所 : 〒460-8522
「名古屋中税務署」 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎
 電話 : 052-962-3131

【納入方法】

直接名古屋中税務署に直接納入いただくか、もしくは日本銀行、日本銀行蔵入代理店、ゆうちょ銀行から名古屋中税務署あてに納入して下さい。

【提出方法】

許可申請書の別紙3の所定欄に領収書（原本）を貼り付けて申請して下さい。

収入印紙

【提出方法】

収入印紙を購入のうえ、許可申請書の別紙3の所定欄に貼り付けて申請して下さい。（消印はしないで下さい。）

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

2. 許可申請書類等①（法定書類）（1／2）

建設業許可申請に必要なとなる書類は大きく分けて「法定書類」と「確認資料」の2つがあります。
各申請区分に必要なとなる「法定書類」は以下をご参照下さい。

様式番号	書類の名称	1. 新規	2. 許可換え新規	3. 般・特新規	4. 業種追加	5. 更新	6. 般・特新規＋業種追加	7. 般・特新規＋更新	8. 業種追加＋更新	9. 般・特新規＋業種追加＋更新
○…必須提出書類 △…提出済の書類から変更がなければ省略可 ●…更新申請をする建設業に関しては省略可 ▲…一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合が必要。										
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙1（役員一覧）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙2（1）営業所一覧表（新規許可等）	○	○	○	○		○	○	○	○
	別紙2（2）営業所一覧表（更新）					○				
	別紙3 手数料貼付用紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2号	工事経歴書	○	○	○	○		○	●	●	●
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○		○	○	○	○
第4号	使用人数	○	○	○	○		○	○	○	○
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第8号（1）	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○	○		○	○	○	○
第8号（2）	専任技術者証明書（更新）					○		○	○	○
	技術検定合格証明書等の資格証明書（写）	○	○	○	○		○	●	●	●
	卒業証明書（写）	○	○	○	○		○	●	●	●
第9号	実務経歴証明書	○	○	○	○		○	●	●	●
第10号	指導監督の実務経歴証明書	○	○	○	○		○	●	●	●
第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	○	○	▲			▲	▲		▲
第12号	許可申請者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第13号	令3条に規定する使用人の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定款	○	○	△	△	△	△	△	△	△
第14号	株主（出資者）調書	○	○			△		△	△	△
第15号	貸借対照表	○	○							
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	○							
第17号	株主資本等変動計算書	○	○							
第17号の2	注記表	○	○							
第17号の3	付属明細表（注2）	○	○							
	登記事項証明書	○	○	△	△	△	△	△	△	△
第20号	営業の沿革	○	○			○		○	○	○
第20号の2	所属建設業者団体	○	○			△		△	△	△
	納税証明書（法人税その1）（注3）	○	○							
第20号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第20号の4	主要取引金融機関名	○	○			△		△	△	△
	登記されていないことの証明書（注4）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	身分証明書（注5）	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2. 許可申請書類等①（法定書類）2／2

（注1）専任技術者証明書（様式第8号（1））に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要となります。

・・・例えば、指定学科を卒業後、実務経験がある場合は、当該業種の指定学科が確認できる「卒業証明書」と「実務経験証明書」を添付する。

（注2）特例有限会社を除く株式会社のうち、次の①②のいずれかに該当する場合に作成します。「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書」の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの。

（注3）税務署が発行する「法人税」の「納付すべき額及び納付済額を証する書面（法人税その1）」を提出して下さい。新設会社で、この証明が得られない場合は、「未納の税額がないことの証明（法人税その3）」を提出して下さい。

（注4）「登記されていないことの証明書」とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するものです。取締役（非常勤含む）及び令3条の使用人全員の証明書が必要です。外国籍の者で海外に居住している者については別の証明が必要となりますので、中部地方整備局建政部建設産業課建設業係までお問い合わせください。（TEL：052-953-8572）

【取得先】法務局・地方法務局（本局）の戸籍課

【証明事項】「成年被後見人、被補佐人とする記録がない」

【有効期間】発行から3ヵ月以内のもの

（注5）「身分証明書」とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものになります。取締役（非常勤含む）及び令3条の使用人全員の証明書が必要です。外国籍の者についてはこちらの証明は取得できませんので外国籍が確認できる住民票（外国人登録原票記載事項）を提出して下さい。

【取得先】本籍地の市区町村役場の戸籍係

【証明事項】1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。

2. 後見の登記の通知を受けていない。

3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

【有効期間】発行から3ヵ月以内のもの

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

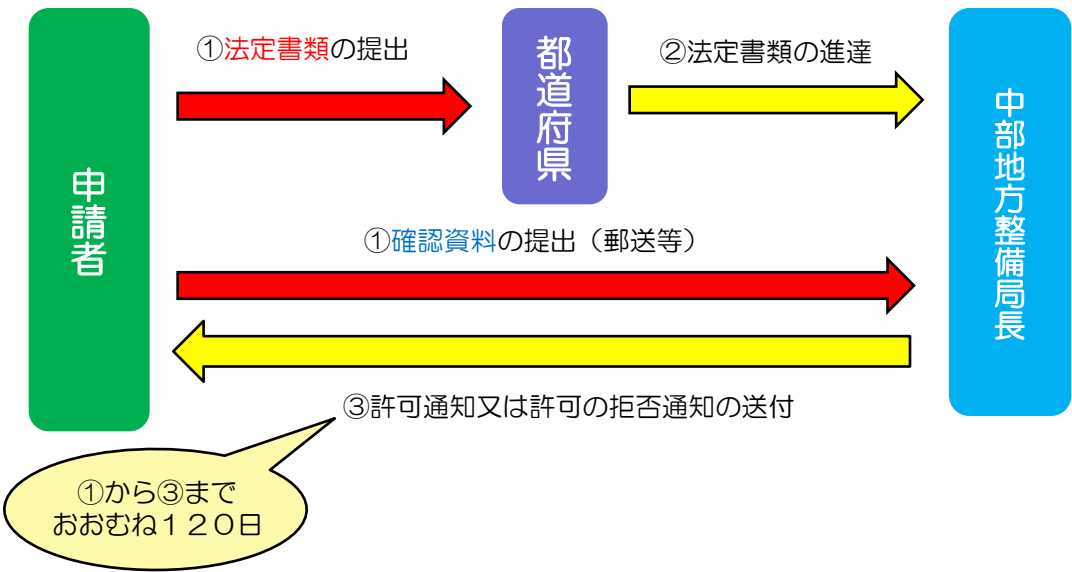
3. 許可申請書類等②（確認資料）

建設業許可申請や変更届を提出する際に「営業所」「経營業務の管理責任者」「専任技術者」「令3条に規定する使用人」「健康保険加入」についての資料が必要となります。
必要となる「確認資料」については下記をご参照下さい。（中部地方整備局に申請する場合のみに対応しています。）

	提出書類（すべて写し可、3ヵ月に発行された資料が有効です。）	備考
営業所（主たる営業所も含む）	営業所所在地付近の案内図 （営業所の所在地、交通機関の最寄り駅、公共公益施設等の位置を明示したもの）	※業種追加、般・特新規の申請の場合は、今回申請する業種を営業しようとする営業所の資料のみ必要。 ※変更届の場合は、変更のあった営業所の資料のみ必要。
	営業所の写真（以下①～⑤のすべて。デジカメ可。鮮明なもの。撮影年月日が入っているもの） ①営業所の外観（建物の全景がわかるもの） ②営業所の名称が確認できる入り口付近を写したもの ③営業所の内部（主な執務室の状況がわかるもの） ④エレベーターホール等にある案内板（営業所がビル内に所在する場合のみ提出） ⑤建設業法第40条に規定する標識の写真（新規、許可換え新規で標識を掲げてない場合は不要）	
	営業所の所有状況が確認できる書面 （1）自社所有の建物の場合（以下①②のいずれか） ①当該建物の登記簿謄本 ②当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価額証明書 （2）賃貸で借りている場合 ・賃貸借契約書 ・・・記載されている賃貸借期間が満了しており、自動更新している場合は、直近3ヵ月の家賃料の支払いが確認できる書面（領収書や振込明細等）が必要になります。	
経營業務の管理責任者	現住所が確認できる書類（以下①～③のいずれか） ①住民票 ②本人宛の公共料金の領収書（住所が明記されているもの） ③本人宛の郵便物の写し（消印があり、日付が確認できるもの）	※新規、許可換え新規の場合に提出が必要。その他、業種追加や変更届により申請行政庁に対して初めて申請する経營業務の管理責任者についても必要（一度削除された者も含む）
	健康被保険者証 ・・・出向者の場合は出向協定書も必要です。	
	過去の経験が確認できる書類（以下（1）（2）のどちらも提出） （1）経験期間の地位を証明するもの（5年または7年分） ①法人の役員としての経験を証明する場合・・・履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本 ②令3条の使用人としての経験を証明する場合・・・変更届出書（着任時、退任時のもの） （2）経験業種を証明するもの（（1）の期間分） ①法人の役員としての経験を証明する場合・・・建設業許可通知書 ②令3条の使用人としての経験を証明する場合・・・当該営業所の営業していた業種が確認できる変更届出書や許可申請書（様式第1号と別紙2） ③許可のない期間の軽微な工事での経験・・・工事請負契約書若しくは注文書・請書	
専任技術者	現住所が確認できる書類（以下①～③のいずれか） ①住民票 ②本人宛の公共料金の領収書（住所が明記されているもの） ③本人宛の郵便物の写し（消印があり、日付が確認できるもの）	※業種追加、般・特新規の申請の場合は、今回申請する業種に対応する専任技術者の資料のみ必要。
	健康被保険者証 ・・・出向者の場合は出向協定書も必要です。	
	指導監督の実務経験を証明する書類 指導監督の実務経験証明書（様式第10号）に記載した工事の工事請負契約書や注文書・請書	
令3条に規定する使用人	現住所が確認できる書類（以下①～③のいずれか） ①住民票 ②本人宛の公共料金の領収書（住所が明記されているもの） ③本人宛の郵便物の写し（消印があり、日付が確認できるもの）	※業種追加、般・特新規の申請の場合は、今回申請する業種を営業しようとする営業所の令3条の使用人の資料のみ必要。
	健康被保険者証 ・・・出向者の場合は出向協定書も必要です。	
	辞令もしくは委任状（当該営業所において見積り・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの） ・・・辞令の場合は、営業所の代表者である場合のみ有効です。	
健康保険加入	社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入が確認できる資料（以下①②のいずれか） ①健康保険及び厚生年金保険の納入に係る領収証書 ②社会保険納入証明書	
	雇用保険の加入が確認できる資料（以下の①②のどちらも提出） ①労働保険 概算・確定保険料申告書 ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書	

4. 「申請の方法」と「標準処理期間」

申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県の担当課（県によっては建設事務所）に提出します。申請書類は県を経由し、中部地方整備局で申請内容の審査を行います。その結果、許可基準を満たしていると判断された場合には許可通知が、許可基準を満たさないと判断された場合には許可の拒否通知が中部地方整備局長から申請者に対して送付されます。許可通知を送付する前に、中部地方整備局より別途、申請内容に対して照会が行われることがあります。申請から許可等の処分がなされるまでに要する期間は**おおむね120日程度**となっています。



5. 申請書類等の「提出部数」と「提出先」

必要部数は下記のとおりです。営業所の所在地により部数が異なります。

	法定資料の部数と保管先	確認資料の部数
正本	1 部 …… 中部地方整備局分	1 部 …… 中部地方整備局分
副本	1 部 …… 申請者控え	
	1 部 …… 主たる営業所の県庁分 （三重県は建設事務所も含め2部）	
	その他 …… 従たる営業所の所在する県庁分の部数	

必要部数を作成し、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県（県によっては建設事務所）に提出して下さい。受付後、申請者控えと他の都道府県分は返却されますので、それぞれの都道府県の建設業担当課あてに提出して下さい。提出は許可通知受け取り後でも構いません。

県庁	主管課	住所	電話番号	備考
岐阜県	県土整備部 建設政策課	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8504	
静岡県	交通基盤部 建設業課	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6	054-221-3058	
愛知県	建設部 建設業不動産業課	〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6503	※1
三重県	県土整備部 建設業課	〒514-8570 三重県津市広明町13	059-224-2660	※2

※1・・・東三河建設事務所（主たる営業所が豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の業者に限る）、新城設案建設事務所（主たる営業所が新城市、北設楽郡の業者に限る）でも受付を行っています。
※2・・・出先の建設事務所のみで受付を行っています。

Ⅳ. 変更等の届出について

1. 届出が必要となる場合と提出書類等（1／3）

届出事項に係る提出書類等は以下のとおりです。

届出が必要となる場合	書類の名称	様式番号	届出等の提出期限
企業の基本情報			
商号、名称を変更したとき	●変更届出書（第1面） ●登記事項証明書	第22号の2	30日以内
資本金を変更したとき	●変更届出書（第1面） ●登記事項証明書 ●株主（出資者）調書	第22号の2 第14号	30日以内
営業所に関する事項			
営業所を新設したとき	●変更届出書（第1面・第2面） ☆誓約書 △登記事項証明書 ●専任技術者証明書（新規・変更） ●専任技術者の技術資格に関する書面（合格証明書【写】等） ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書 ☆登記されていないことの証明書・・・令3条使用人 ☆身分証明書・・・令3条使用人 確認資料・・・「Ⅲ-3. 申請書類等②（確認資料）」参照 ●「営業所」 ●「専任技術者」 ●「令3条に規定する使用人」	第22号の2 第6号 第8号（1） 第11号 第13号	30日以内
営業所の名称を変更したとき	●変更届出書（第1面・第2面・第2面） ※第2面は旧名称を「従たる営業所の廃止」、新名称を「従たる営業所の新設」でそれぞれ作成して下さい。 △登記事項証明書	第22号の2	30日以内
営業所の所在地を変更したとき	●変更届出書（第1面・第2面） ※主たる営業所の場合は第1面のみ提出。 △登記事項証明書 確認資料・・・「Ⅲ-3. 申請書類等②（確認資料）」参照 ●「営業所」	第22号の2	30日以内
営業所における営業業種を変更したとき	●変更届出書（第1面・第2面） ※専任技術者の追加・変更・削除も必要です。	第22号の2	30日以内
営業所を廃止したとき	●変更届出書（第1面・第2面） △登記事項証明書 ※専任技術者及び令3条使用人の削除も必要です。	第22号の2	30日以内
役員に関する事項			
代表者が変更したとき	●変更届出書（第1面） △登記事項証明書 △許可申請者の略歴書	第22号の2 第12号	30日以内
役員が就任したとき	●変更届出書（第1面） ☆誓約書 ●登記事項証明書 ●役員の一覧表 ●許可申請者の略歴書 ☆登記されていないことの証明書 ☆身分証明書	第22号の2 第6号 別紙一 第12号	30日以内
役員が退任したとき	●変更届出書（第1面） ●登記事項証明書 ●役員の一覧表	第22号の2 別紙一	30日以内
役員に関する変更（常勤・非常勤）	●変更届出書（第1面） ●役員の一覧表	第22号の2 別紙一	30日以内

●・・・必須提出書類

△・・・記載事項に変更がない場合は省略可

☆・・・既に「役員」「令3条に規定する使用人」として届出している者については省略可

※確認資料については、当該変更に関係する資料のみを提出。

IV. 変更等の届出について

1. 届出が必要となる場合と提出書類等（2／3）

届出事項に係る提出書類等は以下のとおりです。

届出が必要となる場合	書類の名称	様式番号	届出等の提出期限
経営業務の管理責任者に関する事項			
経営業務管理責任者の変更	●経営業務の管理責任者証明書 確認資料・・・「Ⅲ－3. 申請書類等②（確認資料）」参照 ●「経営業務の管理責任者」	第7号	2週間以内
経営業務管理責任者の氏名の変更	●経営業務の管理責任者証明書 ●戸籍抄本又は住民票抄本	第7号	2週間以内
経営業務管理責任者の要件を欠いたとき	●届出書	第22号の3	2週間以内
営業所の専任技術者に関する事項			
専任技術者の追加【区分3】	●専任技術者証明書（新規・変更） ●専任技術者の技術資格に関する書面（合格証明書【写】等） 確認資料・・・「Ⅲ－3. 申請書類等②（確認資料）」参照 ●「専任技術者」	第8号（1）	2週間以内
専任技術者の交替に伴う削除【区分4】	●専任技術者証明書（新規・変更）	第8号（1）	2週間以内
専任技術者の変更【区分2】 （担当業種、資格）	●専任技術者証明書（新規・変更） ●専任技術者の技術資格に関する書面（合格証明書【写】等）	第8号（1）	2週間以内
専任技術者の変更【区分5】 （営業所のみの変更）	●専任技術者証明書（新規・変更） 確認資料・・・「Ⅲ－3. 申請書類等②（確認資料）」参照 ●「専任技術者」	第8号（1）	2週間以内
専任技術者の氏名の変更	●専任技術者証明書（新規・変更） ●戸籍抄本又は住民票抄本	第8号（1）	2週間以内
専任技術者の要件満たす者を欠いたとき	●届出書	第22号の3	2週間以内
令3条に規定する使用人に関する事項			
令3条の使用人の就任	●変更届出書（第1面） ☆誓約書 ●令3条に規定する使用人の一覧表 ●令3条に規定する使用人の略歴書 ☆身分証明書 ☆登記されていないことの証明書 確認資料・・・「Ⅲ－3. 申請書類等②（確認資料）」参照 ●「令3条に規定する使用人」	第22号の2 第6号 第11号 第13号	2週間以内
令3条の使用人の退任	●変更届出書（第1面） ●令3条に規定する使用人の一覧表	第22号の2 第11号	2週間以内
国家資格者等・監理技術者に関する事項			
国家資格者・監理技術者の変更	●国家資格者等・監理技術者一覧表 △当該技術者の技術資格に関する書面（合格書等）	第11号の2	
国家資格者・監理技術者の削除	●国家資格者等・監理技術者一覧表 ※専任技術者に追加するための削除は届出不要です。	第11号の2	
廃業したとき			
全部廃業	●廃業届	第22号の4	30日以内
一部廃業	●廃業届 ●変更届出書（第1面・第2面） ※営業所における営業業種、専任技術者についての変更等が同時に必要となります。	第22号の4 第22号の2	30日以内
欠格要件に該当したとき	●届出書	第22号の3	2週間以内

- ・・・必須提出書類
△・・・記載事項に変更がない場合は省略可
☆・・・既に「役員」「令3条に規定する使用人」として届出している者については省略可

【注意】
・確認資料は当該変更に関係する資料のみを提出して下さい。
・国家資格者等・監理技術者とは、営業所に置く専任技術者を除き、法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者について作成します。ただし、法第15条第2号ロ、ハに該当する者についての記載は特定建設業の許可を受けている者に限り行います。

IV. 変更等の届出について

1. 届出が必要となる場合と提出書類等（3／3）

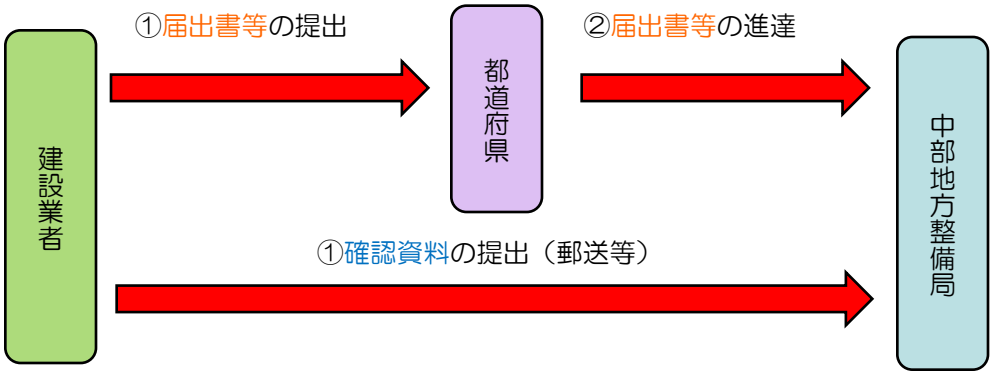
届出事項に係る提出書類等は以下のとおりです。下記の届出は毎年提出が必要となります。

届出が必要となる場合	書類の名称	様式番号	届出等の提出期限
事業年度が終了したとき	●届出書面 ●工事経歴書 ●直前3年の各営業年度における工事施工金額 ●貸借対照表 ●損益計算書 完成工事原価報告書 ●株主資本等変動計算書 ●注記表 ●附属明細表（※） ●事業報告書 ●納税証明書（法人税その1）	ガイドライン別紙8 第2号 第3号 第15号 第16号 第17号 第17号の2 第17号の3	事業年度経過 後4ヶ月以内
使用人数に変更があったとき	●使用人数	第4号	
国家技術者等・監理技術者一覧表に記載する技術者に変更があった場合	●国家資格者等・監理技術者一覧表 △当該技術者の技術資格に関する書面（合格書等）	第11号の2	
定款を変更したとき	●定款		

- ・・・必須提出書類
- △・・・記載事項に変更がない場合は省略可
- ※特例有限会社を除く株式会社のうち、次の①②のいずれかに該当する場合に作成します。「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書」の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
 - ①資本金の額が1億円超であるもの。
 - ②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの。

2. 届出の方法

変更等の届出は、許可申請の方法と同じく、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県に提出します。書類の審査は中部地方整備局で行いますが、届出に対する通知等はありません。



3. 届出書等の「提出部数」と「提出先」

提出部数、提出先は許可申請と同じです。
（Ⅲ－5申請書類等の「提出部数」と「提出先」参照。）

V. その他

1. 許可証明書の交付について

- 国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中部4県（岐阜、静岡、愛知、三重）に主たる営業所がある建設業者に限り、中部地方整備局にて許可証明書の交付を行っています。
- この証明書は、入札参加資格申請等において建設業の許可を有していることを証明する場合や、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

【1】申請方法

申請書類を中部地方整備局に直接持参されるか、郵送して下さい。申請は随時受け付けています。ただし、原則として前回の発行から3ヵ月以内については許可証明書の発行はできません。

【2】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

- ①許可証明願（Excel様式）
- ②返信用封筒（切手を貼り、宛先を記入したもの）
※中部地方整備局の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。その場合はその旨と連絡先を記載した書面を添付して下さい。

【3】その他

- ・発行部数は1部のみとなります。
- ・発行までは1週間程度お時間をいただきます。

【4】提出先／お問い合わせ

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課 建設業係
TEL：052-953-8572

2. 参考法令・通達等

参考法令・通達は以下のとおりです。

- 建設業法 昭和24年5月24日 法律第100号
(最終改正：平成24年8月1日) 法律第53号
- 建設業法施行令 昭和31年8月29日 政令第273号
(最終改正：平成24年8月10日 政令第211号)
- 建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号
(最終改正：平成24年5月1日 国土交通省令第52号)
- 建設業許可事務ガイドラインについて 平成13年4月3日 国総建第97号
(最終改正：平成24年5月1日 国土建第60号)

3. 申請書類等の閲覧

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中部4県（岐阜、静岡、愛知、三重）に主たる営業所がある建設業者に関する申請書類等については、中部地方整備局または営業所の所在する県庁で閲覧することができます。

【1】閲覧場所

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課 5階

【2】閲覧時間

平日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）

閲覧時間 9：30～16：30（12：00～13：00を除く）

【3】閲覧手続き

建設産業課の閲覧所の「閲覧申込書兼閲覧簿」に必要事項（申請者氏名、閲覧を希望する業者名、許可番号等）を記入のうえ、窓口に提出して下さい。手数料は無料です。

【4】インターネットを利用した閲覧

国土交通大臣許可業者の業者情報に関してはインターネットからの閲覧が可能です。（一部の情報に限ります。） <http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetunit.do>

検索エンジンで

建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

検索

4. 個人情報の取扱いについて

〈建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等〉

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務
（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 国、地方公共団体及び建設業法施行令第27条の2に規定する法人が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供
（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - （1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - （2）国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - （3）他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - （4）専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - （5）本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - （6）その他提供することについて特別の理由があるときの提供

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（１／２）

	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法 別表第一 建設工事の種類 （建設業の種類）	昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成15年7月25日 国土交通省告示第1128号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号
1	土木一式工事 （土木工事業）	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		
2	建築一式工事 （建築工事業）	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
3	大工工事 （大工工事業）	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事 （左官工事業）	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
5	とび・土工・コンクリート工事 （とび・土工工事業）	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的なしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。 ②「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当する。 ③「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
6	石工事 （石工事業）	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	
7	屋根工事 （屋根工事業）	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含して「屋根ふき工事」とする。したがって、「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
8	電気工事 （電気工事業）	発電設備、変電設備、送電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
9	管工事 （管工事業）	冷暖房、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更正工事	し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲排水方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
10	タイル・れんが・ブロック工事 （タイル・れんが・ブロック工事業）	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
11	鋼構造物工事 （鋼構造物工事業）	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
12	鉄筋工事 （鉄筋工事業）	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
13	舗装工事 （舗装工事業）	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表（２／２）

	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法 別表第一 建設工事の種類 （建設業の種類）	昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成15年7月25日 国土交通省告示第1128号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号
14	しゅんせつ工事 （しゅんせつ工事業）	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15	板金工事 （板金工事業）	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
16	ガラス工事 （ガラス工事業）	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
17	塗装工事 （塗装工事業）	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事 （防水工事業）	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
19	内装仕上工事 （内装仕上工事業）	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
20	機械器具設置工事 （機械器具設置工事業）	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものがあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
21	熱絶縁工事 （熱絶縁工事業）	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事	
22	電気通信工事 （電気通信工事業）	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
23	造園工事 （造園工事業）	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	①「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道を建設する工事である。 ②「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ③「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ④「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
24	さく井工事 （さく井工事業）	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事 （建具工事業）	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事 （水道施設工事業）	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
27	消防施設工事 （消防施設工事業）	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこちらに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は、『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
28	清掃施設工事 （清掃設備工事業）	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

資格区分				建設業の種類																										
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士			◎				◎						◎																
	2級建設機械施工技士（第一種～第六種）			○				○						○																
	1級土木施工管理技士			◎				◎	◎				◎	◎	◎			◎										◎		
	2級土木施工管理技士	種別	土木	○				○	○				○	○	○													○		
			鋼構造物塗装																○											
			薬液注入					○																						
	1級建築施工管理技士				◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎			
	2級建築施工管理技士	種別	建築		○																									
			躯体				○		○				○	○	○															
			仕上げ				○	○		○	○						○	○	○	○	○		○				○			
	1級電気工事施工管理技士											◎																		
	2級電気工事施工管理技士											○																		
	1級管工事施工管理技士											◎																		
	2級管工事施工管理技士											○																		
1級造園施工管理技士																										◎				
2級造園施工管理技士																										○				
建築士法 「建築士試験」	1級建築士				◎	◎				◎			◎	◎							◎									
	2級建築士				○	○			○			○									○									
	木造建築士					○																								
技術士法 「技術士試験」	建設・総合技術監理（建設）			◎				◎			◎			◎	◎											◎				
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			◎				◎			◎			◎	◎											◎				
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）			◎				◎																						
	電気電子・総合技術監理（電気電子）										◎														◎					
	機械・総合技術監理（機械）																								◎					
	機械「流体工学」または「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」または「熱工学」）											◎													◎					
	上下水道・総合技術監理（上下水道）											◎																◎		
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											◎														◎		◎		
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			◎				◎										◎												
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									◎				
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			◎				◎																		◎				
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											◎																		
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											◎																	◎	
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											◎																	◎	◎
電気工事士法 「電気工事士試験」 電気事業法 「電気主任技術者 国家試験等」	第1種電気工事士										○																			
	第2種電気工事士 《免状交付後の実務経験：3年》										○																			
	電気主任技術者（1種・2種・3種） 《免状交付後の実務経験：5年》										○																			
電気通信事業法 「電気通信主任技 術者試験」	電気通信主任技術者 《資格者証交付後の実務経験：5年》																								○					

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（2／2）

◎・・・特定建設業の専任技術者となり得る国家資格等 ○・・・一般建設業の専任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																			
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機
水道法 「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者 《免状交付後の実務経験：1年》									○											
	甲種消防設備士																				
消防法 「消防設備士試験」	乙Ⅱ																				○
																					○
職業能力開発促進法 「技能検定」	建築大工			○																	
	左官				○																
	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工					○															
	ウエルポイント施工					○															
	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									○											
	給排水衛生設備配管									○											
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○											
	タイル張り・タイル張り工										○										
	築炉・築炉工・れんが積み										○										
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○										
	石工・石材施工・石積み						○														
	鉄工（選択科目「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐											○									
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												○								
	工場板金															○					
	建築板金・板金工（選択科目「建築板金作業」）・板金（選択科目「建築板金作業」）							○								○					
	板金・板金工・打出し板金															○					
	かわらぶき・スレート施工							○													
	ガラス施工																○				
	塗装・木工塗装・木工塗装工																	○			
	建築塗装・建築塗装工																	○			
	金属塗装・金属塗装工																	○			
	噴霧塗装																	○			
	路面標示施工																	○			
	畳製作・畳工																		○		
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		○		
	熱絶縁施工																			○	
	建具製作・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																				○
	造園																				○
	防水施工																	○			
	さく井																				○
その他	登録地すべり防止工事試験 《試験合格後の実務経験：1年》					○															○
	建築設備士 《資格取得後の実務経験：1年》								○	○											
	登録計装試験 《試験合格後の実務経験：1年》								○	○											

別紙③ 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。 以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者